

Cat paw club 会則

第1章 総 則

第1条 名称

本会は、地域猫応援団 キャットパウクラブ と称し、英語で Cat paw club と表示します。

第2条 所在地

本会は、その事務所を _____ に置きます。

第2章 目的・活動

第3条 目的

本会は、行政と一般市民が一体となって行う地域猫活動の啓発と実践を主な目的とし、人と動物との適切な関係作りを目指します。この『地域猫活動』という目的のために、TNR という方法、及び「里親募集」という手段を元にして、推進していきます。

TNR ---- 捕獲(Trap) / 不妊手術(Neuter) / 元いたところに返す(Return)

第4条 活動

1. 地域住民へ飼い主のいない猫への不妊手術の大切さと、飼い主のいない猫との共生共存の必要性を啓発していく。
 - ・ ホームページによる情報伝達
 - ・ チラシ配布による情報伝達
 - ・ 地域猫セミナー開催
 - ・ 行政への地域猫活動の啓発さらに、管轄地区の保健所、名古屋市役所、愛知県庁の各担当者へ年2回(上・下半期)、施術頭数、捕獲地区記載レポート、譲渡レポートを作成し、活動報告を提出する。
2. 遺棄、虐待への警告啓発
 - ・ ポスター作成、配布
 - ・ ホームページによる情報伝達
 - ・ チラシ配布による情報伝達
 - ・ 行政に対して、遺棄や虐待禁止警告の看板設置、餌やり禁止看板廃止、環境省制作ポスターの設置申請
3. 愛護動物の為の救済基金活動
 - ・ ホームページによる救済基金、支援物資の募集

- ・フリーマーケット開催
 - ・各種助成金の申請
4. 飼い主のいない猫を保護し、適正飼育が可能と判断した人たち（里親）に譲渡する。
 - ・ホームページ掲載やチラシ配布によるによる里親募集
 - ・譲渡会の開催とその告知による里親募集
 - ・さらに、里親の方々にも、飼い主のいない猫たちの救済活動、さらに、地域猫活動の一環として、譲渡成約の際に、その猫の治療費等を提示し、支援金をお願いする。
 5. 猫の適正飼育の指導
 - ・町内の回覧板等で、不妊去勢手術、室内飼育の必要性を啓発する
 - ・TNR 活動、飼育、地域猫活動に関する電話、メール相談
 6. 飼い主のいない猫たちの手術目的に限定した捕獲器の一般市民への貸し出し
 7. 本会の活動をサポートする各会員の確保

第5条 会員責任

各会員の活動は、会員の会合にて役割分担を話し合い、その合議に基づき各会員の責任において活動するものとする。

第6条

本会の目的、活動内容は、会員の合議に基づき変更することができる。

第3章 入会 ・ 会員区分 ・ 会費等 ・ 会員資格

第7条 入会

本会への入会は、以下の条件を満たすものとする。

1. 愛護動物を理解し、適切な飼育(衛生、健康管理)を行える方
2. 健全な社会生活を営まれており、飼い主のいない猫に対して、無責任で無秩序な餌付け行為を行わない方
3. 入会の際には、第8条の会員区分のいずれとして登録するかを、代表者との面談などで決める。
4. 会員登録される場合は、氏名、住所及び職業を明記して、本会の代表に申し込み、正会員(第8条)の承認を得なければならない。
5. 法人や団体等の場合は、所在地及び業務内容などを明記して、本会の代表に申し込み、正会員(第8条)の承認を得なければならない。

第8条 会員区分

本会の会員は以下の3区分とし、その内容等は、会員細則によるものとする。

1. 地域猫推進会員(正会員)

2. TNR 活動会員

3. 賛助会員

尚、会員は、本会の協力動物病院を利用することができる。

第9条 会費

本会の会員会費を以下の3区分とし、その内容等は、会員細則によるものとする。

1. 地域猫推進会員(正会員)の年会費を、入会初年度 3万円、2年目以降 2万円とする。
2. TNR 活動会員の年会費を 3,000 円とする。
3. 賛助会員は、本会の活動をサポートしていただくものであり、会費は無料である。

第10条 会費の変更

会員の会費については、会員の合議に基づき変更することができる。

第11条 会費の納入

会員は、会計年度内にその年度の会費を納入しなければならない。すでに納入された会費は返却されないものとする。

第12条 会員資格の喪失

会員は下記の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会届を出したとき
2. 死亡または失踪宣告を受けたとき
3. 年会費の滞納をしたとき
4. 除名されたとき

第13条 会員の除名

会員が次の各号に該当する場合には、会員の合議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の会員としての会則、細則に違反行為があったとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4章 資金 ・ 運営

第14条 資金

本会の資金は、各会員からの年会費、支援金、フリーマーケット売上金、募金収益、その他をもってすべて飼い主のいない猫たちの救済基金とする。

第15条 運営

活動資金は、救済基金から捻出され、かかる費用は、以下の通りとする。

1. 不妊去勢手術＋手術時のワクチン接種費用＋手術時のレボリューション治療費
2. 代表が合意の上での治療費や薬代金、必要な場合は入院費
3. 情報交換のための通信費(郵便切手、メール便を含む)、各啓発チラシ作成費用、譲渡誓約書作成費など
4. 代表が合意の上、必要と思われる備品、設備品など

第16条 救済基金の管理

本会の救済基金は、代表が管理運営する。

第17条 必要経費

本会で里親募集を行う預かり猫や地域猫の世話をする上で生じる、下記項目の必要経費は、救済基金から捻出するものとする。

また、支援助資に関しても、平等に支給するものとする。

1. 飼い主のいない猫たちの不妊去勢費用（本会の協力病院の料金に準じる）
2. 飼い主のいない猫たちへのワクチン接種費用（本会の協力病院の料金に準じる）
3. 預かり猫、地域猫の治療費、薬代、必要な場合は入院費用（上限 5,000 円）

第18条 収支管理

救済基金の収支管理を、毎月月末締めとし、翌月11日(日曜祭日の場合は翌日)に、第8条、第9条、および会員細則で規定した補助金などを支給する。また、状況によっては、それ以前に支給する。

第19条 収支報告

救済金の管理運営をする代表は、定期的に収支を管理し、報告する義務があるものとする。

第20条 会計年度

本会の会計年度は、毎年1月に始まり、12月31日に終わる。

第5章 会則の変更

第21条

本会の会則は、正会員の合議に基づき、変更することができる。

附則 この会則は、2009年4月1日より、効力を発する。